



令和8年3月19日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町特別職報酬等審議会
会 長 大 木 清

特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和8年1月13日付け横総第961号で諮問のあった、特別職の報酬等の額の改定について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 改定額

改定額については、社会経済情勢が大きく変化する中、平成18年3月27日の合併以来見直しがされておらず、千葉県内町村及び全国類似団体と比較して低い水準であること、また特別職が負う職責は重大であることから、今後の人材不足が懸念されることを鑑み、改定案の額が妥当と判断した。
(単位：千円／月額)

特別職		現行	改定案	答申内容
議員	議長	271	306	改定案のとおり
	副議長	217	252	
	議員	202	237	
三役	町長	760	791	
	副町長	607	638	
	教育長	562	578	

2 改定時期

改定時期について、妥当と判断した。

改定案	答申内容
令和9年4月1日 ただし、議員報酬は、次回の町議会議員選挙後 (令和9年5月1日)とする。	改定案のとおり

3 付帯意見

町長、副町長及び教育長については、給料とは別に、一般職職員に準じて、新たに地域手当(4%)を支給することを妥当とする。